

東大阪市子ども・子育て会議（第14回）

会 議 次 第

平成26年11月21日(金)
午前9時30分から11時30分
総合庁舎18階 研修室

1. 開会

2. 議事

（1）留守家庭児童育成クラブについて【資料1】

（2）一時預り事業について【資料2】

（3）特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の設置について【資料3】

その他

- ・公立の教育・保育施設再編整備イメージについて【資料4】
- ・特定教育・保育施設の利用料の徴収に関する条例素案パブリックコメントの結果について【資料5】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

入口

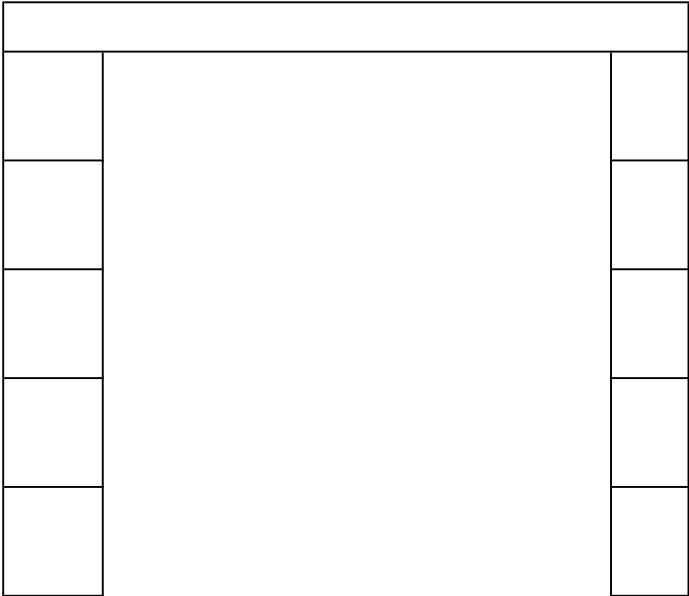
東大阪市子ども・子育て会議（第14回） 配席表

傍聴席



- 藤井委員
- 中西委員
- 中泉委員
- 平川委員
- 古川委員
- 松葉委員
- 森内委員
- 八木委員
- 吉岡委員

-
-
-
-
-
-
-
-
-



- 阿部委員
- 井上委員
- 小田委員
- 景山委員
- 櫛田委員
- 佐藤委員
- 千谷委員
- 高山委員
- 竹村委員

○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---

- 保育室長
寺岡
- 子どもすこやか部次長
川西
- 子どもすこやか部長
田村
- 副市長
立花
- 教育次長
南谷
- 学校管理部長
出口
- 社会教育部長
川崎

○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---

- 子ども見守り課長
西島
- 子ども家庭課長
菊地
- 保育課長
堀ノ内
- 新制度準備課長
関谷
- 学事課長
松田
- 学校管理部次長
清水
- 青少年スポーツ室次長
泉
- 青少年スポーツ室長
安永

○	○
---	---

地域社会研究所

東大阪市子ども・子育て会議（第14回）

配布資料一覧

- 【資料1】 地域子育て支援事業（放課後児童クラブ）供給量の確保策について
- 【資料2】 一時預かり事業
- 【資料3】 東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の内容について
- 【資料4】 公立の教育・保育施設再編整備イメージ
- 【資料5】 パブリックコメント集計（途中経過）

地域子育て支援事業 (放課後児童クラブ)供給量の 確保策について

平成26年11月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

①事業計画上の確保策(案)の内訳(市域全体)

単位(人)/年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	2,756(低学年) 1,580(高学年)	2,670(低学年) 1,534(高学年)	2,585(低学年) 1,488(高学年)	2,500(低学年) 1,442(高学年)	2,414(低学年) 1,396(高学年)
供給量	2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
必要見込み量(A)	-1,349	-1,217	-1,086	-955	-823
合計(年度ごとの 確保数)(B)	766	304	0	0	0
各年度の 積み上げ確保数(C)	766	1,070	1,070	1,070	1,070
(A)+(C)	-583	-147	-16	115	247

※供給量は平成26年7月現在の各クラブ平米数を1.65で割った数値

②施策展開の方向性

- ・小学校敷地内で提供体制の整備を図る。
→余裕教室の有効活用を推進しながら年次的に施設整備を行う。
整備を行うクラブ・・平成26年度 19クラブ
平成27年度 8クラブ(予定)
- 整備を行う必要がないクラブ・・26クラブ
- ・待機児童が発生した場合は施設整備の検討を行う。

③前回頂戴したご意見

(ご意見)

○社会の変化に対応するということで、たとえば日曜日に育成クラブを半日だけ開設するといった対応を考えてほしい。

○土曜日は一律に早く仕事が終わらないので、午後5時ではなく、もう少し柔軟な対応をお願いしたい、

○会計監査は大事なことなので、第3者による監査基準が必要ではないか。また、市が事業者の経営状態を後追いできるような仕組みを考えてほしい。

○経理や会計管理については、市としてチェックするシステムを整備すべき。

○市は、新制度のルールを作るだけでなく、新制度に移行できるようサポートしていく、という考え方すべきでは。

○教職員がどの程度クラブに関わっていくことができるのかといったことが不透明。地域と民間との連携などの課題をもう少し整理してほしい。

○親の立場からは、質の高いクラブを利用したいという思いがあるので、クラブの特色によって利用者が選択できればよいのでは。

○大きな制度の改変になるので、複数の学校で一つのクラブがある、といった柔軟な提供をお願いしたい。

一時預かり事業について

平成26年11月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

1. 前回頂戴したご意見

(ご意見)

- 実施場所の拡大は有効だと考えるが、事業実施主体の特性ややり方を尊重すべき(例:幼稚園での0歳児預かりやつどいの広場での預かりにおける体制)
- 基準を緩める場合は利用者の安心感の担保をどのように図るか
- 就労目的の場合の実施場所・利用人数など
- ニーズの詳細な検討が必要。どのような人に対して制度的にどのような手当てを優先していくのかを検討すべき
- 保育料について、就労前提なら保育所入所と同様に階層区分を設けてはどうか
- 各施設での一時預かりにおける役割を明確にすべき
(公立幼稚園で何歳児からどこまで預かるのか)
- 保育料の引き下げが必要
- 施設を作るのではなく、出かける先で託児コーナーなどを造ればよいのでは。
地域におけるつながりの維持にも役立つのでは

2. 一時預かりのニーズ詳細①

○ニーズ調査結果より

・ どんな時に一時預かりを利用したいか

- ①買い物・習い事・リフレッシュ目的(68.6%)
- ②冠婚葬祭・学校行事・子どもや親の通院(59.4%)
- ③不定期の就労(23.0%)
- ④その他(6.2%)

▪ 年齢別の希望

- ①5歳児(18%) ①3歳児(18%) ③0歳児(17%) ④1歳児(16%) ④4歳児(16%)
- ⑥2歳児(15%)

▪ 利用したい施設の事業形態

- ①大規模施設(幼稚園や保育所等) (76.9%)
- ②小規模施設(地域子育て支援拠点) (44.3%)
- ③地域住民等による身近な場所での預かり (16.7%)

2. 一時預かりのニーズ詳細②

○ニーズ調査結果より

・何日程度利用したいか(年間利用希望日数)

○買い物・習い事・リフレッシュ目的

①11日~20日(25.7%)②3日~5日(23.4%)③6日~10日(22.1%)④1日~2日(9.2%)

○冠婚葬祭・学校行事・子どもや親の通院

①3日~5日(32.2%)②6日~10日(27.3%)③1日~2日(14.6%)④11日~20日(12.2%)

○不定期の就労

①6日~10日(20.5%)②31日以上(16.6%)③3日~5日(15.6%)④11日~20日(14.9%)

2. 一時預かりのニーズ詳細③

・ 利用にあたってネックになること

①料金 ②利用手続き ③利用料が分からない ④利用できる対象者かどうか分からない ⑤利用したい事業が地域にない

※その他

- ・知らない人に預けることへの不安
- ・人見知りが有る事(特に2歳児)
- ・アレルギー児のため預けることの難しさ
- ・自分がしんどい時に預ける場所まで連れて行くことのしんどさ
- ・親子連れで参加可能な行事や場所の確保が必要

3. ニーズ量の見直し①

①ニーズ調査において、今後の利用希望がある方のうち現在利用されていない方で、その理由として特に利用する必要がないと回答した人を対象から除く

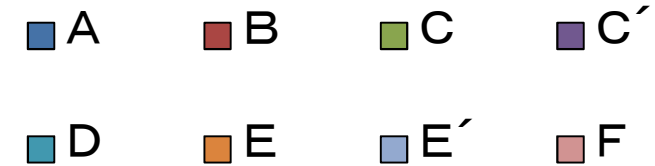
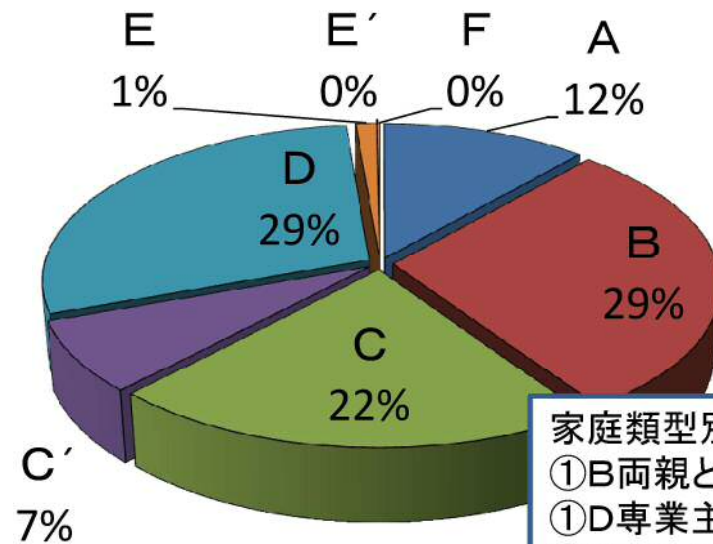
H31年度のニーズ量

	家庭タイプ別	ニーズ量
A	ひとり親	12,521
B	フルタイム×フルタイム	36,453
C	フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	26,241
C'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	9,393
D	専業主婦(夫)	41,085
E	パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	1,182
E'	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	0
F	無業×無業	367
	合計	127,242



	家庭タイプ別	ニーズ量
A	ひとり親	11,073
B	フルタイム×フルタイム	27,822
C	フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	20,685
C'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	7,178
D	専業主婦(夫)	27,944
E	パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	1,112
E'	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	0
F	無業×無業	164
	合計	95,978

3. ニーズ量の見直し②



家庭類型別のニーズを見ると、

- ①B両親ともにフルタイム
- ①D専業主婦
- ③Cフルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
- ④Aひとり親
- ⑤C'フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
- ⑥F無業×無業
- ⑦Eパート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
- ⑧E'パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)

①両親ともにフルタイム

⇒保育所入所できず一時預かりを利用していると考えられる

⇒今後整備される教育・保育においてニーズを確保していくこととし、一時預かりとしてのニーズからは除外する

③フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)

⇒パートの勤務時間によっては保育所入所が厳しい状況であると考えられる

⇒同様に教育・保育におけるニーズの確保と合わせて従来通り一時預かりにおいて就労支援を行うこととして検討してはどうか

3. ニーズ量の見直し③

② 下記就労形態別のニーズの内、Bについては保育所に入所希望があるものの入所できないため一時保育を利用していると考えられることから対象から除く(教育・保育施設の拡充により対応を行う)

H31年度のニーズ量

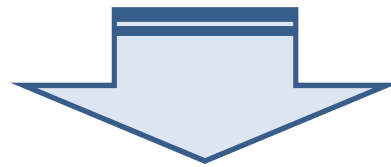
	家庭タイプ別	ニーズ量
A	ひとり親	11,073
B	フルタイム×フルタイム	27,822
C	フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	20,685
C'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	7,178
D	専業主婦(夫)	27,944
E	パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	1,112
E'	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	0
F	無業×無業	164
	合計	95,978



	家庭タイプ別	ニーズ量
A	ひとり親	11,073
B	フルタイム×フルタイム	27,822
C	フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	20,685
C'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	7,178
D	専業主婦(夫)	27,944
E	パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	1,112
E'	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)	0
F	無業×無業	164
	合計	68,156

4. 求められている預かり先

求められている預かり先	実施施設	想定される利用者	基準
①就労支援を主な目的とした預かり先	保育所(園)、認定こども園など	主に週3日程度の利用を想定し、保育所に入所できない場合や、不定期的な就労など	
②リフレッシュ	商業施設や大学等	子育て中の家庭の息抜きや買い物など	



目的が異なる上記2種類の事業形態を実施してはどうか

4. ①就労支援を主な目的とした預かり先

保育所や認定こども園などにおいて月48時間程度の利用を想定した就労支援を主な目的とした一時預かりを実施してはどうか

項目	内容
実施主体及び実施場所	保育所や認定こども園など
施設設備	保育所に準じる 2歳児未満:乳児室1. 65㎡/、ほふく室3. 3㎡/人 2歳児以上:保育室又は遊戯室 1. 98㎡/人
職員配置	現行の保育所と同様で年齢別の配置基準が必要。また、最低2名配置が必要。
実施日時	各施設によって異なる
利用料	今後示される一般型一時預かりの保育単価を参考に利用しやすい料金設定を検討してはどうか ○時間単位の料金設定を行ってはどうか ○週当たりの利用日数に応じて月極めの利用料金の設定を行ってはどうか ○減免措置を設けてはどうか

4. ②リフレッシュや通院等一時的な預かりを目的とした預かり先

保育所基準に準じるが、利用しやすさに重点をおき職員配置等について本市独自の基準を設け、各施設の状況により柔軟に対応してはどうか

項目	内容
実施主体及び実施場所	一定の条件を満たす団体としてはどうか(法人格・子育て支援への熱意・活動目的など)
職員配置	資格: 保育を行う者は保育士に限らず、一定研修を受講した者が携わることも可能としてはどうか 職員配置: 専属従事者を最低2名以上としてはどうか。うち、1名は保育士資格を保有する者としてはどうか
施設設備	面積基準等は保育所基準を参酌しつつ緩和してはどうか
利用料	今後示される一般型一時預かりの保育単価を参考に利用しやすい料金設定を検討してはどうか ①1時間単位で700円程度から年齢ごとに分けて設定してはどうか ②利用料に一定の上限を設けてはどうか(例: 月額50,000円まで、など)
実施日時	1日6時間程度の開所を行うこととしてはどうか。 利用者が利用できる時間数は4時間を限度としてはどうか ただし、特別な事情があると本市が認める場合は個別対応としてはどうか

事業実施主体について

⇒運営に応じた2タイプ(週3日・週6日)を設定することで商業施設や医療機関・地域交流の場(子育て支援事業者 など)等親子が出かける場所においても預かりが可能となるようにする

4.（参考）新制度における一時預かり事業の事業形態

- 一般型（事業形態は現時点で未確定）

項目	内容
実施場所	適切に事業実施ができる施設
配置基準	現行と同様で配置基準に加え最低2名配置が必要。 ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、職員の支援を受けられる場合の要件緩和・保育従事者の資格要件の緩和
設備	現行の一時預かり事業と同様（保育所基準）
利用料金	各市町村が設定
補助基準額	現行の保育所等における一時預かりと同様の予定 ※利用延べ人数に応じた補助単価設定 ※保育士比率に応じて加算措置あり

4.（参考）新制度における一時預かり事業の事業形態

- 幼稚園型

項目	内容
実施場所	幼稚園
配置基準	現行の認可保育所同様に配置基準に加え最低2名配置が必要。 ただし、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援がある場合は1人で可能
設備	現行の認可保育所と同様
利用料金	各市町村が設定
補助基準額	基本単価：1日400円/人 長時間加算：1日100円/人 休日単価：800円/人

5. 現行の確保策(案)

	H27	H28	H29	H30	H31
必要見込み量	－117,444人 日	－114,078人日	－112,220人日	－110,390人日	－108,524人日
	－816人	－792人	－779人	－767人	－754人
支援センター		10人 (1440人日)			10人 (1440人日)
公立幼稚園	30人(3か所) (4320人日)				
認定こども園	20人(2か所) (2880人日)	30人(3か所) (4320人日)			
民間保育園	30人(3か所) (4320人日)	30(3か所) (4320人日)	40(4か所) (5760人日)	40(4か所) (5760人日)	40(4か所) (5760人日)
公立認定こども園			20(2か所) (2880人日)	10(1か所) (1440人日)	10(1か所) (1440人日)
合計 (年度ごとの確保数)	80人(8か所) (11,520人日)	70人(7か所) (10,080人日)	60人(6か所) (7,200人日)	50人(5か所) (5,760人日)	60人(6か所) (7,200人日)
(各年度の積み上げ 確保数)	80人(8か所) (11,520人日)	150人(15か所) (21,600人日)	210人(21か所) (28,800人日)	260人(26か所) (34,560人日)	320人(32か所) (41,760人日)

6. ニーズ量の見直し

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用(人日)	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外(預かり保育と2号認定による定期的な利用以外)(人日)	136,162 72,695	132,796 70,882	130,938 69,968	129,108 69,073	127,242 68,156
現在の供給量(上記以外のみ) (人日)		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	-117,444 -53,977	-114,078 -52,164	-112,220 -51,250	-110,390 -50,355	-108,524 -49,438
	人*	-816 -374	-792 -362	-779 -355	-767 -349	-754 -343
確保 方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)(人日)	11,520	21,600	28,800	34,560	41,760
	人数換算	80	150	200	240	290
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

H31年度においてなお7,678人日(53人)の供給量が不足

6. ニーズ量の見直し

現行の確保方策に加えて『リフレッシュや通院等一時的な預かりを目的とした預かり先』により幅広い事業者によるニーズの確保を図ってはどうか

確保数(施設数)※各年度ごとの確保数

	H27	H28	H29	H30	H31
定員10名 (施設数)	0	1	1	1	1
(人数ベース)	0	10	10	10	10
定員3名 (施設数)	0	2	1	1	1
(人数ベース)	0	6	3	3	3
確保量合計	0	16	13	13	13

実施事業者については公民合同の一時預かり専門施設の構築や子育て支援を行う民間企業や事業者・大学施設など幅広く募集を行う

東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の内容について

1. 設置の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき設置された東大阪市子ども・子育て会議の部会として、特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会を設置するもの。

特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会においては、保護者に保育が必要な事由（2号または3号認定）がありかつ心身の発達支援を要する児童の保育施設入所について検討・認定を行い、審査の結果について子ども・子育て会議へ報告するもの。

2. 検討事項

部会においては、保護者に保育が必要な事由があり、かつ心身の発達支援を要する児童について、選考指数上では入所が難しい場合であっても、家庭環境等の理由で、保育施設入所が適当と認められるかどうか検討し、認定審査を行うもの。

3. 部会委員

- （1）学識経験者
- （2）東大阪市心身障害児通園施設内診療所医師
- （3）児童精神科医師
- （4）障害児の特定教育・保育に精通している者

4. 庶務

部会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

公立の教育・保育施設再編整備 イメージ

平成26年11月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

1. 少子化対策3本の矢

(1) 新制度のポイント

- ①すべての幼児期の子どもに学校教育・保育を提供
- ②待機児童解消に向けた施設整備
- ③在宅での子育て家庭への支援施策拡充

(2) 本市の少子化対策3本の矢

①幼保連携型認定こども園の整備などにより幼児期の子どもへの学校教育・保育の保障

②民間幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、小規模保育事業の創設などで、待機児童の解消

※①、②は民間活力主導で行う

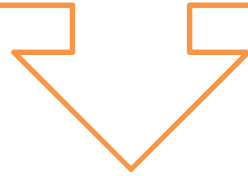
③公立の役割として学校教育・保育施設のセーフティネットとしての役割と車の両輪である在宅での子育て家庭への寄り添い型支援を展開

2. 新たなセーフティネットとして公立の施設

- ①民間の教育・保育施設の整備により待機児童が解消されたとしても、支援を必要とする家庭へのセーフティネットの役割
- ②必要なときに利用できる一時預かり、（夜間・休日保育、病児病後児保育も視野に）
- ③在宅での子育て家庭への育児・子育て相談、子育て情報発信や子育て家庭の交流

3. 子どもにやさしいまちづくり ～公立の施設は地域の子育て支援の拠点に～

平成27年4月新制度スタート時は公立幼稚園(19園)・公立保育所(11園)
として新制度(施設型給付)に移行
在宅子育て支援として一時預かり保育^{など}を拡充



子ども・子育て支援新事業計画で整備を進め、公立の施設は地域の子
育て支援の拠点として、リージョン地域ごとに1箇所の子育て支援セン
ターと認定こども園などを基本に整備を図る。
整備に当たっては最大限既存の施設(教育施設等)を活用しながら進
める

4. 方向性

A地域

孔舎衙幼稚園・石切幼稚園・石切保育所

B地域

枚岡幼稚園・縄手北幼稚園・縄手幼稚園・縄手南幼稚園・
池島幼稚園・鳥居保育所・六万寺保育所・旭町子育て支援センター

C地域

成和幼稚園・北宮幼稚園・鴻池子育て支援センター

D地域

岩田幼稚園・英田幼稚園・玉串幼稚園・若江幼稚園・
岩田保育所・荒本子育て支援センター

E地域

楠根子育て支援センター

F地域

意岐部幼稚園・高井田幼稚園・小阪幼稚園・菱屋西幼稚園
御厨保育所

G地域

長瀬西幼稚園・弥刀東幼稚園・金岡保育所・
長瀬子育て支援センター・大蓮保育所・友井保育所

各地域ごとに1カ所の子育て支援センターと認定こども園などの設置を基本に再編・整備する

5. 整備にあたっての課題

- ①公立の施設（認定こども園・子育て支援センター）の設置場所⇒既存の民間施設や地域性への配慮
- ②現行の公立幼稚園(19園)と公立保育所(11園)を半数程度に収斂するが、具体の時期と手法についての検討
- ③最大限既存施設を活用するが、耐震化など、一定の整備にかかる財源が必要

パブリックコメント集計(途中経過)

資料5
第14回子ども・子育て会議

全体集計

1	募集期間	平成26年10月15日(水)～平成26年11月17日(月)
2	募集方法	ホームページ・窓口にフォーム掲載、メール・持参・郵送・Fax
3	意見提出者数	370人
4	意見件数	726件

(仮称)東大阪市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用料の徴収に関する条例

件数

1	2号認定、3号認定の保育料を引上げせず、現行のままとしてください。	224
2	やむを得ず保育料を上げる場合は、在園児には経過措置として卒園まで引き上げをしないでください。	102
3	1号認定では5階層、2号認定と3号認定は8階層としていますが、もっと細かい階層で公平な保育料の設定をしてください。	110
4	国基準の料金の72.5%ではなく、もっと低く設定してほしいです。	90
5	1号認定の保育料を引上げせず、現行のままとしてください。	41
6	公私間で差が無いように中間地点で合わす等、保育料が同金額(公平)になるようにして頂きたい	7
7	1号認定の利用料は2号認定より割安感ができるようにしてください。	2
8	原則として保育料は一律とする(ただし母子家庭等の特殊な事情がある場合や一定の収入以下の場合に保育料を減額する方式)	1
9	平成27年度からすぐに導入ということでなく3年間(5年間)というような周知期間を設けてから利用料金を変えてほしい。	1
10	多子軽減について、幼稚園と保育園の基準を同一にし、「幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円」としてください。	1

その他

件数

1	延長保育料金は現行と同額とし、上限金額を3,000円程度に引下げてください。また、兄弟、生活保護世帯など減免措置を設けてください。	94
2	保育料の上乗せ実費徴収をしないでください。	12
3	延長保育料について明示してほしい。	5
4	私学の補助金を公立と同料金で保護者の皆さんに通っていただけるように上げてほしい。	1
5	子どもたちが同じ保育を受けれるように親の収入により格差がなでないようにしてください。	1
6	給食費や雑費の料金の負担も少ない状態にしてください。	1
7	上乗せ徴収は最低限の徴収だけにしてほしいです。	1
8	利用料金だけを上げるのではなく内容も変えてほしい。その1利用時間。現在の市立幼稚園は午前9時から午後2時までで、民間幼稚園は午前8時から午後2時までで延長保育が午後7時までなので、民間幼稚園の時間と同等にしてほしい(市立幼稚園は水曜日は12時までなので、民間幼稚園と同様にしてほしい)。その2、先生の配置人数。今、保育園の先生は4～5歳においては30人に1人という割合であり、市立幼稚園は4～5歳においては30人に1人という割合なので、割合を統一してほしい。料金を上げる以上、民間幼稚園、保育園等の同等の内容にしてほしい。その3、給食。市立幼稚園は家の作った弁当ですが、民間幼稚園は宅配弁当なので同様な内容を導入してほしい。	1
9	子ども・子育て支援新制度の利用料について、まず東大阪市内住の保護者の立場として利用者負担の公平性の点から元公立幼稚園・元学校法人の幼稚園等の施設が同じ施設給付型の施設に移行した場合、保育料および運営費・補助金等については、同じ基準のもと、徴収および給付がなされることを強く望みます。	1
10	その他	30